

新旧対照表（第1章 「総合取引約款」）

施行日 2026年1月5日

新（改正後）	旧（改正前）
第1条 (約款の趣旨) (現行とおり)	第1条 (約款の趣旨) (省略)
第2条 (総合取引の利用) (1)～(6) (現行とおり) (7) 八十二長野銀行を取引店として口座を開設するお客様は、総合取引に制限が付される場合があります。	第2条 (総合取引の利用) (1)～(6) (省略) (7) 八十二銀行を取引店として口座を開設するお客様は、総合取引に制限が付される場合があります。
第3条 (申込方法等) (現行とおり)	第3条 (申込方法等) (省略)
第14条 (取引報告書)	第14条 (取引報告書)
第15条 (取引残高報告書等) (1)～(2) (現行とおり) (3) 当社は、第1項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第1項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 ② (現行とおり) (4)～(6) (現行とおり)	第15条 (取引残高報告書等) (1)～(2) (省略) (3) 当社は、第1項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第1項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 ② (省略) (4)～(6) (省略)
第16条 (その他の連絡事項) (現行とおり)	第16条 (その他の連絡事項) (省略)
第36条 (通話の録音)	第36条 (通話の録音)
以上	以上